⑸　事業概要　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、落札者の提案に基づき、いわゆるＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式により、電線共同溝（管路部・特殊部（地上機器除く）・横断部）、歩道、道路附属物、車道（以下「本施設」という。）の設計、工事、工事監理及び維持管理を包括的に実施するものである。

⑹　業務内容

①　設計業務（事前調査業務、詳細設計業務及び調整マネジメント業務（設計段階））

②　工事業務（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務、整備工事業務（※電線の入線工事、既存電柱・電線の撤去・移設及び占用物件の協議・補償・移設は業務に含まない。）、調整マネジメント業務（工事段階）、本事業で整備する施設の所有権移転業務）

③　工事監理業務

④　維持管理業務（点検業務・補修業務、調整マネジメント業務（維持管理段階））

⑺　事業期間　事業契約締結日から令和37年３月末までの約30年間を予定する。なお、工期短縮の提案により、整備期間が短縮された場合は、維持管理業務の開始時期及び事業完了時期の前倒しは可能とする。ただし、維持管理期間は19年間とする。

２　競争参加資格

⑴　応募者の構成

①　応募者は、１⑹に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。

③　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのＳＰＣを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからイまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア　直近３期が債務超過でないこと。

イ　経常損益が３期連続で赤字でないこと。

④　上記③のＳＰＣの設立において、代表企業及び構成員はＳＰＣに出資すること。また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア　代表企業及び構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、中部地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑤　ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。

⑥　応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、１⑹に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。また、１⑹に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。詳細は入札説明書による。

⑦　代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料（提案書）の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、中部地方整備局と協議するものとし、中部地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑧　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑨　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑩　上記⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」の詳細は入札説明書による。

⑵　応募者共通の参加資格要件　応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法（平成11年法律第117号）第９条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（中部地方整備局が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　第一次審査資料（参加表明書等）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中部地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号、令和２年12月25日国会公契第22号にて改正）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　本事業に係るアドバイザー業務に携わった八千代エンジニヤリング株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑦　有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」の詳細は入札説明書による。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑹①に掲げる設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。事業監理業務の詳細は入札説明書による。

①　中部地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）